

(高度注意義務)

2. 東京地裁 平成 11 年 10 月 26 日判決

(棄却、税理士勝訴、東京地裁平成 8 年(ワ)23902 号) TAINS コード Z999-0026

控訴審 東京高裁 平成 13 年 7 月 11 日判決

(主位的請求棄却、予備的請求等一部認容：賠償額 54,974,500 円、東京高裁平成 11 年

(ネ)5850 号、上告後和解終了) TAINS コード Z999-0046

相続税の申告における小規模宅地等の評価の特例を巡り、原審は税理士が勝訴した。しかし、控訴審では、税理士に一部注意義務違反を認めた事例

《事実の概要》

この事件は、平成 3 年 1 月 17 日の相続について税理士(昭和 59 年ごろから関係の法人 2 社の税務顧問)が小規模宅地等の評価の特例の選択を間違えたとして 2 億円余とそれに係る遅延損害金の支払いを当該税理士に求めた。

本件は、相続税の小規模宅地等の評価の特例適用にあたって、「5 棟 10 室」の形式基準をとるか、実質基準をとるかが争われた。

《控訴審判決の要旨》

原審では、相続税の小規模宅地等の評価の特例適用にあたって、「5 棟 10 室」の形式基準をとるか、実質基準をとるかが争われたが、形式基準を採用した税理士に責任はないとした。また、控訴審でも原審を支持した。

しかし、控訴において追加された予備的請求では、小規模宅地等の評価の特例適用にあたって不動産貸付けとは異なる同族会社の貸しスタジオについて、事業用宅地等に該当することの判断の誤り、または選択肢の説明をしなかったことについて受任者としての注意義務違反があることを免れないとした。